

2019年度

運輸安全報告書

札幌ばんけい株式会社

はじめに

- 私たちは、お客様の安全が事業の原点であることを強く心に刻み、常にお客様の安全を第一に考え、仕事に取り組みます。
- 私たちは、常にお客様の立場に立って、お客様から喜ばれ、満足していただける質の高いサービスを提供します。
- 私たちは、バス輸送のプロとして、運転・整備技術向上に努め、社会の範となる事を目指します。
- 私たちは、交通規範はもとより、法令遵守の精神に則り、誠実・公正に行動し、社会から信頼される企業を目指します。
- 私たちは、代表取締役・役員・社員一丸となりお客様の安全輸送を確実に実践してまいります。

札幌ばんけい株式会社

代表取締役社長 井上 浩勝

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- 安全の確保 . . . 社長・役員・社員一同が安全の確保に最善の努力をする
- 法令の遵守 . . . 輸送の安全に関する法令・規程を遵守・忠実に職務を遂行する
- 不断の確認 . . . 安全管理体制を適切に維持
- 情報の共有 . . . 輸送の安全に関する情報の公表

2 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況 (路線バス・貸切バスの総計)

目 標	目標	2019年度	2018年度
1 有責事故の根絶	-50%	9 件	5 件
2 重大事故件数	0 件	0 件	0 件
3 人身事故件数	0 件	1 件	0 件
4 自損事故件数	5 件	14 件	1 件

※北海道運輸局からの行政処分・行政指導はありませんでした。

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2019年4月1日～2020年3月31日までの期間における
事故件数は次のとおりです。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件
自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
総 件 数	0 件

4 法第22条の2第1項に規定する安全管理規定および安全統括管理者

安全管理規定 : 別紙「安全管理規程」を参照ください。
安全統括管理者 : 有馬 功

5 運行管理者、整備管理者に係る情報

運行管理者 : 5名
整備管理者 : 1名

6 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、その他の組織体制

「事故(緊急事態)発生連絡図」および
「札幌ばんけい(株)バス事業部 組織図」を参照ください。

7 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

- 年2回 安全講習会実施
- 年2回 定期健康診断実施
- 衝突被害軽減ブレーキ装置車両を導入。今後、該当車両へ入替計画あり

8 輸送の安全にかかわる教育および研修の実施状況

- 年4回 ドライブレコーダーの映像を使用した教育を実施
- 年1回 事故、災害を想定した訓練を実施
(年1回の救急救命講習は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでした。)
- 適性診断の実施(随時)
- 運行管理者一般講習受講

9 輸送の安全にかかわる内部監査に結果ならびにそれに基づいた措置内容

運輸の安全に関する定例の内部監査を2020年3月10日に実施しました。
チェックリストに基づき点検。安全目標が未達成だった以外は問題ありませんでした。
日々の点呼時に安全運行について注意喚起し、4月の安全運転講習会では
改めて事故防止について指導します。
運輸安全マネジメント体制は概ね良好に確立されています。

10 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定による報告」について

「旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システム」において別途報告しています。

札幌ばんけい株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

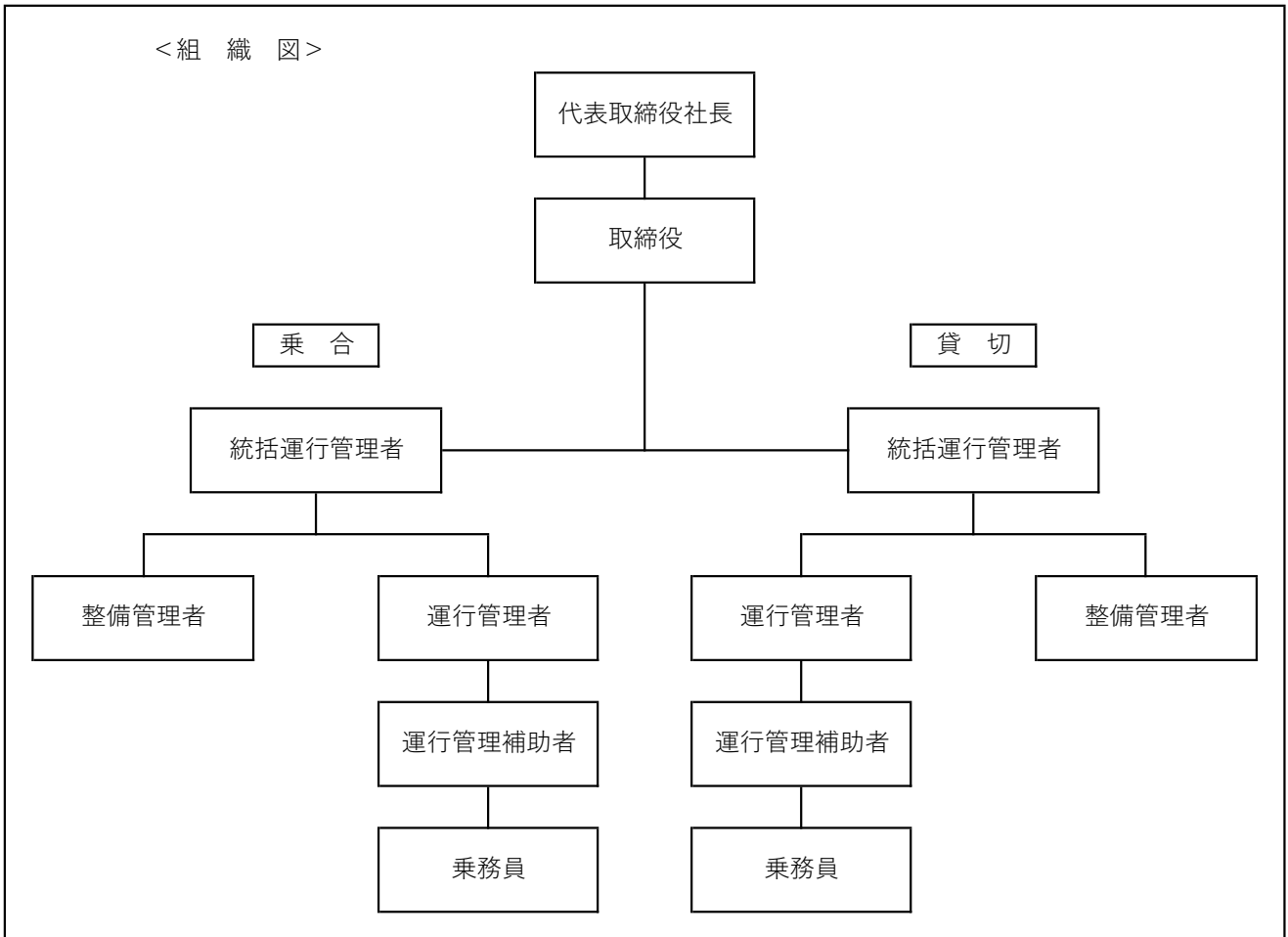
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

札幌ばんけい株式会社 バス部

<組織図>



<事故（緊急事態）発生連絡図>

